

別表第1（第4条関係）

開発事前協議申出添付図書

| | 添付図書 | 部数 | 備 考 |
|----|--------------------|----|---|
| 1 | 開発事前協議申出書 | 2 | 別記様式第1号による。 |
| 2 | 開発事前協議概要書 | 2 | 別記様式第2号による。（公共施設の築造を伴うものに限る。） |
| 3 | 設計者チェックリスト | 2 | 別記様式第4号による。 |
| 4 | 設計者の資格を証する書類 | 2 | 開発区域の面積が1.0ha以上、高さが5mを超える擁壁の設置又は盛土若しくは切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を行う場合に必要 |
| 5 | 設計説明書・資金計画書 | 2 | 設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画について記入する（別紙様式による。）。開発区域の面積が1.0ha以上の自己業務用若しくは非自己用又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象となる場合は、収入欄の金額の裏付けとなる書類（預金残高証明書、融資証明書等）を添付すること。 |
| 6 | 開発区域位置図（案内図） | 2 | 住宅地図等に赤色で申請地を表示する。戸建住宅以外は、消防水利位置図（R100m）を重ねて明記する。 |
| 7 | 開発区域区域図（字切図） | 2 | 申請地を中心に周囲を全て含んだもので、申請地を赤色で縁取りする。 |
| 8 | 現況図 | 2 | 1/2,500以上 土地造成以前の平面図（既存の道路、水路、土留め等周囲の現況も含む。） |
| | 実測図 | 2 | 1/500以上 敷地面積計算又は座標計算を明記する。宅地分譲の場合は区画ごとの面積計算も明記する。 |
| | 土地利用計画図 | 2 | 1/1,000以上 開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の位置及び用途、道路の名称、土留め等の位置、側溝蓋の有無等を明記する。 |
| | 造成計画平面図・断面図 | 2 | 1/1,000以上 土地造成後の平面図（擁壁及び法面、崖の位置、建物の計画、道路の計画、形状、寸法、幅員、勾配等）、断面図には、現況及び計画（造成後）地盤高を図示する。（縦横2面以上） |
| | 給排水施設計画平面図 | 2 | 1/500以上 給水（取水方法、位置、形状、寸法、消火栓の位置等）、排水（分流式による汚水・雨水排水施設計画を明記し、必要に応じて各計算根拠を添付する。合併浄化槽設置の場合は認定シートを添付する。） |
| | 崖の断面図 | 2 | 1/50以上 崖とは、地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外を指す。崖の高さ、勾配及び土質、崖面の保護の方法等を明記する。盛土で1m、切土で2mを超える崖は擁壁が必要。 |
| | 擁壁の断面図 | 2 | 1/50以上 拥壁の高さが1mを超えるときは、土圧等に対する安定計算書を添付する。 |
| | 道路標準横断面図 | 2 | 1/50以上 道路の構造、幅員、寸法、構造物の形状、寸法等を明記する。 |
| | 道路縦断図 | 2 | 1/1,000以上 側溝の勾配も合わせて明記する。 |
| | 地下埋設物関係図 | 2 | 1/100以上 上下水道管及びガス管等、地下に埋設された物を用途別に色別して表示する。 |
| 9 | 公園施設計画平面図 | 2 | 1/500以上 砂場、ブランコ等遊具施設の位置、形状、寸法、雨水排水施設等を明記する。 |
| | 設計図の着色 | 2 | 切土：黄、盛土：赤、公道：薄茶、水路：青 |
| 10 | 建築物の平面図 | 2 | 分譲の場合は不要。間取り、室の用途を明記する。機械がある場合は配置・出力を明記する。分譲以外は立面図を添付する。 |
| 11 | 公共施設管理者の同意 | 2 | 排水等の同意書（用水路に排水する場合は、水利組合、土地改良区等からの同意書）国道、県道、市道、官地道路・水路、河川等に関する場合は、それぞれの公共施設管理者と協議し同意を得ること。官地等と境界を接している場合は、官地境界の立会いが必要。新たに設置する公共施設（道路・公園・児童遊園・ごみ集積所等）については、各管理者との協議が必要。（都市計画法第32条に基づく申請書の写しを添付すること。） |
| 12 | 相当数の同意書 | 2 | 開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意書。（開発区域内にある建築物その他工作物の所有権者、土地の抵当権者、工場等の場合は近隣者の同意書等） |
| 13 | 官民地等境界承諾図又は地積測量図 | 2 | 開発区域と官民地等の境界について、承諾が必要。 |
| 14 | 土地の登記事項証明書 | 2 | 申請者と土地の所有者が違う場合は、所有者の同意書を添付する。 |
| 15 | 住民票謄本等 | 2 | 氏名及び住所を証明する書類が必要。 法人の場合は登記事項証明書（開発区域の面積が非自己用で0.3ha以上又は自己業務用で1.0ha以上の場合は、定款を添付すること。） 開発区域の面積が1.0ha以上の自己業務用若しくは非自己用又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象となる場合は、工事施行者の氏名及び住所を証明する書類を添付すること。 |
| | 印鑑証明書等 | 2 | 権利の同意者等の印鑑証明書又は印鑑登録証明書 |
| 16 | 申請地の現況写真 | 2 | 開発区域全体が把握できるもので枚数は適宜。平面図に撮影方向を明記する。 |
| 17 | 宅地造成及び特定盛土等事前審査申請書 | 2 | 別記様式第5号による。 申請書に記載した事項（厚さ30cmを超える盛土又は切土を行う面積等）について は、8の項に掲げる実測図や造成計画平面図・断面図等に明記すること。 |
| 18 | その他 | 2 | 法人の場合は、会社の概要説明書等を添付する。 開発区域の面積が、非自己用で0.3ha以上又は自己業務用で1.0ha以上の場合は、資産に関する調書（申請者が個人である場合に限る。）、事業経歴書（申請者が法人である場合に限る。）、納税証明書、工事施行者の事業経歴書、建設業の有効な許可があることを示す書類を添付する。 上記のほか、別途、必要と認める書類の提出を求めることがある。 |

※上記、各添付図書は写し提出で可。ただし、「開発事前協議申出書」については、原本を提出する。

※各図面については、設計者の記名が必要。

※公的機関が発行する書類は、3か月以内に取得したものに限る。